

大山火山の大山生竹テフラの噴出規模見直しに伴う

規制上の対応について

平成 30 年 12 月 12 日
原子力規制庁

1. 経緯

平成 30 年 11 月 21 日に開催された原子力規制委員会において、「大山火山の火山灰分布に関する関西電力との意見交換会及び現地調査結果について」に基づき、京都市越畑^{こしはた}地点の大山生竹テフラ（DNP）の降灰層厚は 25 cm 程度であること、また DNP の噴出規模は既往の研究で考えられてきた規模を上回る 10 km³ 以上と考えられることが新知見（以下「本新知見」という。）として認定された。

その際、更田委員長から本件に係る規制上の取扱いを早急に検討すべきとの指示があったことから、既に新規制基準に基づく原子炉設置変更許可を行った発電用原子炉に対する対応の案を以下のとおり整理した。

2. 報告徴収命令の発出（案）

本新知見は、新規制基準に基づく既許可の原子力発電所（高浜発電所、大飯発電所及び美浜発電所。以下「本件発電所」という。）における敷地の降下火砕物の最大層厚に影響を与え、その結果、原子炉設置変更許可の評価に用いた前提条件に有意な変更が生じる可能性があると考えられる。

このため、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 67 条第 1 項の規定に基づき、原子力規制委員会として、関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）に報告を求める。

3. 関西電力から提出された報告の取扱い（案）

関西電力から提出された報告については、速やかに石渡原子力規制委員会委員及び原子力規制部地震・津波審査部門の職員を中心とした公開の会合で審議する。その上で、遅くとも 4 月中を目途に、原子力規制庁から原子力規制委員会に審議結果を報告し、原子力規制委員会として、これに基づく規制上の対応の要否及びその内容について判断する。

4. 当面の対応（案）

上記3.の原子力規制委員会の判断が確定するまでの間における本件発電所の稼働に関する考え方及び関西電力からの本件発電所に係る申請の取扱いに関する考え方は以下のとおりとする。

①本件発電所の稼働に関する考え方

大山火山は活火山ではなく、噴火が差し迫った状況にあるものではないことを踏まえ、原子炉の停止は求めない。

②本件発電所に係る設置変更許可申請の取扱い

審査を中断することが安全上不合理と考えられる原子炉設置変更許可申請は、その審査を継続する。

③本件発電所に係る工事計画及び保安規定の申請の取扱い

工事計画認可申請及び保安規定変更認可申請については、既許可の原子炉設置変更許可に基づき審査を行う。

5. 報告徴収（案）

上記について了承の得られた場合の報告徴収命令の発出案は資料4-2のとおり。

大山火山の大山生竹テフラの噴出規模見直しに伴う

報告徴収命令の発出について（案）

平成 3 0 年 1 2 月 1 2 日
原子力規制委員会

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 6 6 号）第 6 7 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり関西電力株式会社に報告徴収命令を発出する。

(案)

番 号
年 月 日

関西電力株式会社

取締役社長 岩根 茂樹 宛て

原子力規制委員会

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第
1項の規定に基づく報告の徴収について

平成30年11月21日に開催された原子力規制委員会（以下「当委員会」という。）において、「大山火山の火山灰分布に関する関西電力との意見交換会及び現地調査結果について」に基づき、京都市越畑^{こしはた}地点の大山生竹テフラ（以下「DNP」という。）の降灰層厚は25cm程度であること、またDNPの噴出規模は既往の研究で考えられてきた規模を上回る10km³以上と考えられると認定した。

貴社の高浜発電所、大飯発電所及び美浜発電所に関する原子炉設置変更許可の評価に用いた前提条件に有意な変更が生じる可能性があると考えられることから、当委員会は、貴社に対し、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第67条第1項の規定に基づき、下記の事項について、平成31年3月31日までに報告することを命ずる。

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により当委員会に対して審査請求をすることができる。

この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができない。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められ

る場合がある。

記

1. 越畑地点等の7地点における下表のDNPの降灰層厚に基づくDNPの噴出規模

評価地点	降灰層厚	備考
だいせんいけ 大山池	200cm 程度	関西電力の報告（平成30年3月1日報告資料；調査結果）
かみさいばら いしごし 上斎原(石越)	100cm 程度	原子力規制庁の確認（岡田・石賀（2000）の第11図の柱状図から層厚を読み取り）
かみさいばら なかつこう 上斎原(中津河)	150cm 程度	原子力規制庁の確認（岡田・石賀（2000）の第11図の柱状図から層厚を読み取り）
とろかわやま 瀨川山	10～15cm	関西電力の報告（平成30年3月1日報告資料；調査結果）
こしはた 越畑	25cm 程度	原子力規制庁の確認（平成30年10月29日現地調査結果）
すいげつこ 水月湖	なし	関西電力の報告（平成30年10月5日報告資料；Albert et al.(2018)に記載されている内容を採用）
びわこたかしまおき 琵琶湖高島沖	5cm	関西電力の報告（平成30年10月5日報告資料；長橋ほか（2004）に記載されている数字を採用）

なお、上記7地点の降灰層厚に基づく評価のほか、それ以外の地点の降灰層厚も考慮に入れた評価を併せて提出することは妨げない。

2. 上記1. の評価結果を踏まえた、不確かさケースも含め既許可[※]の原子炉設置変更許可申請書と同一の方法による大山火山の降下火砕物シミュレーションに基づく原子力発電所（高浜発電所、大飯発電所及び美浜発電所）ごとの敷地における降下火砕物の最大層厚

※高浜発電所：平成27年2月12日付け原規規発第1502121号
大飯発電所：平成29年5月24日付け原規規発第1705242号
美浜発電所：平成28年10月5日付け原規規発第16100514号

以上